

身障協ビジョン 2025（身障協中期行動計画）

令和7年3月

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国身体障害者施設協議会

身障協ビジョン 2025 の策定趣旨と目的 会長 白江 浩

令和5（2023）年5月に会長を拝命してから、会長の役割を考えました。同時に2か月後の群馬県高崎市での全国大会で行う基調報告のレジユメを早々に作る必要がありました。その中で最初に決めたことは、伝えるべきことを自分のことばで伝える、ということでした。

次に私の役割を「身障協が直面する課題を伝え、それにどう対応するのか」という基本的な方向性を提起し、皆様のご意見をいただきながら具体化することと結論づけました。

そして、基調報告では課題は6つに整理し、それについての考え、方向性をお伝えしました。

すなわち

- ① 報酬改定への対応
- ② 人材不足への対応
- ③ 権利条約・総括所見への対応
- ④ ケアの質の向上に向けた対応
- ⑤ 新しい「障害」者支援施設の構築
- ⑥ ケアコミュニティの創造

です。

そして、その課題をより具体的に検討し、深め、今後の身障協の中期計画（5か年）をお示し、その後判断を得ることが必要だと考えました。

全国大会では、口頭では極めて不十分でしたが、多くの資料をおつけすることで補足させていただき、大きな方向性をお示し、その後の常任協議員会でのご議論に委ねました。

令和5（2023）年9月にはオンラインで、改めて常任協議員の皆さんに所信をお伝えしました。

そこでまずお願いしたことは2つありました。

1つは、倫理綱領の精神を完全に引き継ぎつつ、権利条約や総括所見の理念と整合させる表現に改めてはどうか、ということです（次のように、倫理綱領の本旨は不変で、更に権利条約の理念にも沿った表現に修正しました）。

2. 改定の視点、考え方 **太字**が改定案

(1) 倫理綱領前文について

倫理綱領前文にある3つの基本理念を普遍的目標として明確にすると同時に、現状に合わせて文言を整理する。

- ① 最も援助を必要とする最後の一人の尊重
→ **最も支援を必要とする最後の一人の尊重**
- ② 可能性の限らない追求
- ③ 共に生きる社会づくり
→ **共に生きる社会づくり(ケアコミュニティの創造)** * (ケアコミュニティの創造)を追加
◎ねらい: 「コミュニティ(ネットワーク)」のあり方を問う
地域との関係づくりを強調する
「ケア」と「コミュニティ」そして「ケアコミュニティ」

(倫理綱領前文の改定案)

全国身体障害者施設協議会に加盟する施設は、『障害者の権利に関する条約』の理念を遵守し、「**最も支援を必要とする最後の一人の尊重**」「**可能性の限らない追求**」「**共に生きる社会づくり(ケアコミュニティの創造)**」という本会の基本理念を実現するため、ここに倫理綱領を定めます。

(2) 倫理綱領本文について

倫理綱領前文を踏まえ、以下の6点を踏まえ、倫理綱領本文の意義を明確にする。

<確認の視点>

- ① 「権利条約の理念」の遵守に整合しているかどうか
- ② 「重度」の表現を、「多くの支援を必要とする」に改める
- ③ 「サービス」の表現を、「支援」に改める
- ④ 「自己決定支援」「個別支援」「地域の拠点」の文言を追加
- ⑤ 障害の社会モデル(基本法)・人権モデル(すべての生命・存在の尊重について)
- ⑥ 権利条約及び基本法・差別解消法の理解と身障協のスタンス

(倫理綱領本文の改定原案) **太字**が改定案

1. 私たちは、基本的人権を尊重し、**自己決定支援を含め**、利用者一人ひとりの**思いに沿った**その人らしい生活を支援します。
2. 私たちは、日々の実践を検証し、利用者に安全、安心、快適な**支援サービス**を提供します。
3. 私たちは、自己研鑽に努め、専門的な知識と技術と価値観をもって、**個別支援を基礎として**、良質な**支援の提供と自己実現支援を行います**サービスを提供します。
4. 私たちは、利用者に必要な情報をわかりやすい方法で提供し、要望にはすみやかに対応します。
5. 私たちは、広く**多くの支援を必要とする**重度の障害のある方々のための**支援サービス**を開発し、提供します。
6. 私たちは、**多くの支援を必要とする**重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と福祉文化の醸成に努めます。
7. 私たちは、関連機関・団体、地域住民等とともに、**地域の拠点として**事業を展開します。
8. 私たちは、透明性を堅持し、健全かつ活力ある経営にあたります。

3. 改定に向けたスケジュール

令和6年3月 令和5年度第2回協議員総会に進捗報告
5月 令和6年度第1回協議員総会に、倫理綱領改定(案)を上程

事前にこれまで身障協を作り支えて来られた徳川 輝尚顧問、伊藤 勇一顧問、日野 博愛顧問にもご相談し、温かい励ましのお言葉と同意をいただきました。その上で常任協議員会にご提案申し上げ、複数回のご議論を経て修正の上、令和6（2024）年3月総会に上程しました。

総会では各協議員の検討のための時間をとるため3月総会で提案、5月総会でご決定いただきました。

2つ目は、6つの課題（その分類も含め）を今後どのように具体的に検討するのかについて、組織改編（委員会体制）も含め、5か年の中期行動計画にまとめていただきたいということでした。

そのためにプロジェクトチームを常任協議員会内に設置し、令和7（2025）年度事業計画に間に合うスケジュールで議論するということでした。

設置および検討内容、メンバーについても3月の総会でご決定いただき、今日まで限られた時間で、岩崎 好宏座長、橋本 忠久座長代理、そして令和6年能登半島地震への支援と並行して関わってくださった田原 薫副会長を中心に、委員各位の積極的かつ真摯な議論を尽くしていただきました。

その結果まとめられた本報告書は、当初私をご提案した課題を吟味し、より確かな形にまとめ、大変分かりやすく整理していただきました。

私自身は議論にも参加し、さまざまな視点でのご意見を伺えたことは、大変勉強になりました。今後、本報告書を具体的に実行する上で、これまで議論されてきたことは、大きな力になるように思います。

令和10（2028）年に予定されている次回の総括所見、2024年度から始まった障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究、地域移行への意向確認マニュアルの作成とそれをベースにした義務化された意向確認の実施、こうした障害者支援施設を取り巻く動向に真摯に向き合うと共に、障害者支援施設発展のチャンスと捉え、そのために必要な行動計画としてご理解いただければと願います。

この間、令和5年度（群馬県開催）、令和6年度（宮城県開催）の全国大会や全国経営セミナーでの基調報告を始め、各ブロックでの基調報告も含め、抽象的で聞きなれないワードなどわかりづらく、資料の多さばかりが目立ち、ご不評を買っていたと思いますが、繰り返しお伝えし、本報告書の議論を念頭に、整合をとりつつ、やって参りました。

こうしたこともお伝えしながら、本報告書が常任協議員会および総会において、ご議論ご決定いただき、令和7（2025）年度からの中期行動計画（5か年計画）＝身障協ビジョン2025として、具体化されることを切に願っています。

最後に、短期間に精力的な議論を重ね、まとめ整理いただいた岩崎座長を始めとする委員並びに関係者の皆様に心よりの敬意と感謝、御礼を申し上げます。

そして、ここに暮らす入居者・利用者、そして懸命に働く職員の自己実現と身障協加盟施設、障害者支援施設の更なる発展・自己実現（理念の具現化）を切に願って、冒頭の思いとさせていただきます。

身障協ビジョン 2025 の具体事項

第1 行動計画の期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

第2 基本的考え方（基本方針）

身障協および会員施設を取り巻く状況は大きく変化してきており、従来の「利用者・職員・事業者（法人・施設）」の視点に「地域」を加えた4つの視点を基本に、全国・ブロック・都道府県協議会、会員施設が連携して存在意義（パーパス）を発揮・PRしながら、次の5つの重点課題に対応する。

- I 予算要望・報酬改定・制度改善への対応
- II 施設の魅力発信を通じた多様な人材の確保
- III 支援（ケア）の質の向上を通じた人材の育成と定着
- IV 障害者権利条約への対応
- V 組織化50年を礎としたケアコミュニティの実現に向けた新たな障害者支援施設の創造

第3 行動計画

I 予算要望・報酬改定・制度改善への対応

- 1 経営実態調査の検証を行い厚生労働省に提言を行うとともに、会員施設向け経営指標を検討する

【行動例】

- ① 経営実態調査の分析を行うとともに、報酬改定時以外にも身障協独自に定期的に調査を行う
- ② 経営実態調査や福祉医療機構等の資料を参考に、経営指標の基礎となる項目を会員基礎調査に加える
- ③ 施設経営の参考となる各種調査・分析・評価を行う（例：身障対象施設としての収支構造と報酬単価、サービスの必要人数等）

- 2 報酬改定時期に関わらず物価・賃金に連動した報酬・補助金要望を行う

【行動例】

- ① 人件費（処遇改善）・事務費等について、報酬改定時以外にも身障協独自に定期的に調査を行う
- ② 働きやすい職場環境に向けた要望を行う

- 3 令和9・12年度の報酬改定において適正な基本報酬や加算額、また新たな加算を要望する（ポイント：(1) ケア労働としての正当な評価、(2) 自己実現支援の専門性に相応しい評価、(3) ケアの質に対する多様な評価）

【行動例】

- ① 令和6年度報酬改定の検証を行い、令和9・12年度報酬改定に向けた重点要望の整理検討を行う
- ② 加算取得に向けた要件等の整理を行うとともに経営セミナー等を開催する
- ③ 医療関連加算の取得に向けて、他の障害団体と連携して医師会等との情報共有・連携の場を設置する
- ④ 加算のストラクチャー（構造）・プロセス（過程）・アウトカム（成果）評価の整理検討を行う
- ⑤ タイムスタディの目的・ツール・実施方法等の検討を行う
- ⑥ タイムスタディにより、入浴や送迎などに要する時間を調査し、コストを計算する
- ⑦ 運営基準未達成による減算状況を調査し、指定基準未達成施設への支援を行う
- ⑧ 全介助者（医的行為を要さない利用者の重度化等）のケアの量、時間の増を調査する
- ⑨ 施設の現状・要望事項を把握し、新しい加算を要望する（例：個室・ユニット・サテライト加算、ICT関連加算、寒冷地対応加算など地域性のある加算、地域移行支援チーム加算、自己実現を評価する加算等）
- ⑩ 自己実現支援につながる制度改善を要望する（例：ユニット型・サテライト施設の制度化、入所者のホームヘルプ等の並行利用、65歳以上の在宅高齢障害者が引き続き障害福祉サービスを利用できるような選択制の導入、人権モデルを考慮したりハビリテーション制度の拡充等）

- 4 誰もが安全・安心なまちづくりに向けて改善提案や規制緩和の要望を行う

【行動例】

- ① 会員施設からの要望を集約する方法を検討する
- ② テーマごとに迅速に調査を行う特命委員会を設置する

- 5 短期間で精度の高い調査を行うためにモニター制度を導入する

【行動例】

- ① 対象・頻度・内容に応じて、調査対応できる体制を整備する（常任協議員・委員会委員→協議員→会員基礎調査）
- ② 短期間で精度の高い調査を行うために、モニター制度を導入する

II 施設の魅力発信を通じた多様な人材の確保

1 施設の魅力を発信するため、身障協独自のPR・イメージアップ活動を多様な発信手段で行う

【行動例】

- ① 幅広い層の職員から魅力発信のアイデアを募集する
- ② 利用者・職員・地域・学生等に対して施設のイメージを調査する
- ③ 理念や考え方、活動を発信している見える化・魅せる化事例を調査する
- ④ 身障協の公式 SNS アカウントを開設し、働きがいと働きやすさを発信する
- ⑤ 活き活きと活躍する職員にスポットをあてた広報を行う
- ⑥ ○○のカリスマ介護士を募集しPRする
- ⑦ 各都道府県に四十七士（アンバサダー・伝道師等）を選定し活動する
- ⑧ ケアの喜び・いい話など実例・体験談を収集しPRする
- ⑨ ユーチューバーなど外部人材から施設の魅力を発信する
- ⑩ 身障協のシンボルマークやゆるキャラなどを制作する
- ⑪ 年に1回、50周年記念などキャンペーン活動期間を設定し、各都道府県でPR活動を一斉に実施する

2 地域内での必要性・存在感を明確に示し、地域になくてはならない施設をめざす

【行動例】

- ① 地元紙をはじめマスコミへの掲載内容等を収集し、会員施設へ周知する
- ② 利用者・施設の社会参加や地域での活動事例、生活支援拠点の8つの機能への会員施設の関わりを発信する
- ③ 地域の理解を得るために施設や協議会の抱える課題などの克服するべき事項を発信する
- ④ 保育・こども園・小中学校・高校、地域・企業等向け出前授業のモデル例を作成し普及させる
- ⑤ 年に1回、50周年記念などキャンペーン活動期間を設定し、各都道府県で福祉理解のための地域・企業向け講演会等を一斉に実施する

3 多様な人材・働き方を通して人材確保を強化する

【行動例】

- ① 短時間・シニア・外国人など多様な人材の活躍事例を調査する
- ② 全国一斉職場説明会・面接会（オンライン）を開催する
- ③ 職員研究大会に開催地区の福祉学生を招待する
- ④ モデル県を指定し、小中学校・高校生とその親等を対象とした体験イベントを開催する
- ⑤ 他機関のカリキュラム等を活用しながら、経験・職種・役職等に応じた魅力ある身障協版研修体系・カリキュラム等を検討する

4 ケアの生産性（業務改善と質の向上）を理解するとともに、評価基準を検討する

【行動例】

- ① 業務改善・改革やケアの質の向上等への取組を全国大会・経営セミナー等で普及させる
- ② 福祉機器・IoTの活用で”生活向上”につながった事例を調査する
- ③ 感情労働としてのケア労働の概念整理を行うとともに評価基準を検討する
- ④ 「生産性」に代わる用語、理解しやすい言葉（ケアの価値を高めるための業務改善等）に置き換えることを検討する

Ⅲ 支援(ケア)の質の向上を通じた人材の育成と定着

1 個別支援の実現に向けたケアガイドラインの普及・啓発を行う

【行動例】

- ① 強度行動障害の方など記載のないケースを「ケアガイドライン」に追記する
- ② ケア思想文化の普及啓発のため、ケアの概念を「ケアガイドライン」に追記する
- ③ ブロックレベルでのケアガイドライン研修を強化する

2 虐待ゼロ・身体拘束適正化・権利擁護に継続的に取り組む

【行動例】

- ① 内容の更なる充実に向けて、小冊子「虐待ゼロへの誓い」の改訂を行う
- ② 虐待通報事例や認定事例の取組を調査する
- ③ 虐待ゼロ集中啓発（3か年）計画を策定する
- ④ 意思決定（意思形成・意思表示・意思実現）支援の理解をスキルアップ研修会等で普及させる
- ⑤ 自己決定による意思決定支援の在り方（支援付き意思決定、代行決定等）をスキルアップ研修会等で普及させる
- ⑥ 利用者の自己実現に向けた個別支援計画の在り方やリハビリテーションの展開、実践事例をスキルアップ研修会等で普及させる

3 働きやすい職場環境に向けてハラスメント対策を強化する

【行動例】

- ① カスタマーハラスメントを含め様々なハラスメント対応事例を調査する
- ② 内部通報システムの整備事例を調査する
- ③ 風通しの良い職場づくりに向けた職場環境改善の取組事例を調査する

4 ケアの質の評価基準の検討・開発を継続し、ケアの標準化と提供体制の充実を図る

【行動例】

- ① 身障協認定制度（QOS）の第1段階（QOS-1）を普及促進するとともに、ケアの質・自己実現支援の質の評価基準を開発し、第2・3段階を導入する
- ② コンプライアンス（法令遵守）を徹底するため、会員施設の指定基準の完全実施をめざす
- ③ 専門性の確立及びモチベーションアップにつながる身障協版キャリアパス、モデルライセンス、資格制度等を検討する

④ チーム・組織体制の質の向上に向けた検討を行う

5 身障協におけるキャリアパスを明らかにし、研修体系・評価基準を提案する

【行動例】

- ① 専門性の確立及びモチベーションアップにつながる身障協版キャリアパス、モデルライセンス、資格制度等を検討する【再掲】
- ② 他機関のカリキュラム等を活用しながら、経験・職種・役職等に応じた魅力ある身障協版研修体系・カリキュラム等を検討する【再掲】
- ③ 身障協版「科学的ケア」の体系・評価基準【ストラクチャー・プロセス・アウトプット（実施量）・アウトカム等】を検討する
- ④ 介護技術のスキルアップのため介護技術コンテストの開催を検討する
- ⑤ 研究大会をはじめ各種セミナー等のハイブリッド開催を検討する
- ⑥ 各ブロック大会も含めた講演や発表等の冊子・動画化を検討する
- ⑦ 努力や成果を表彰するための職員表彰制度を検討する

IV 障害者権利条約への対応

1 障害者権利条約をはじめ総括所見・脱施設化ガイドライン・人権モデル等の理解を深めるとともに施設の現状分析を通して評価検証する

【行動例】

- ① 条約・総括所見・脱施設化ガイドライン・人権モデル・パラレルレポート、更には包括的で分野横断的なリハビリテーションの提供のあり方等の理解を深めるためブロックレベルでの研修を強化する
- ② 脱施設化プログラムが指摘する施設の典型的要素の現状を調査する
- ③ パーソナルアシスタントを理解するとともに施設の現状を調査する
- ④ 現状調査結果は課題を含めて公表し、施設の取り組みをPRする

2 次回のパラレルレポートに向けて、身障協としての考え方を整理し適切に対応する

【行動例】

- ① 条約・総括所見・脱施設化ガイドライン・人権モデル・パラレルレポート、更には包括的で分野横断的なリハビリテーションの提供のあり方等の理解を深めるためブロックレベルでの研修を強化する【再掲】
- ② 会員施設における地域移行の取組状況を調査する
- ③ 脱施設化プログラムに対して、施設の一律廃止ではなく、施設の機能を見直した上で選択制を提案する
- ④ 障害当事者・団体との意見交換の場を設定する

3 意思決定支援・自己決定支援を通じた自己実現支援およびリハビリテーションの展開についての理解を深める

【行動例】

- ① 個人のニーズを中心にした施設での安全な支援、自己実現へのチャレンジ的な取組を調査する
- ② 意思決定（意思形成・意思表示・意思実現）支援の理解をスキルアップ研修会等で普及させる【再掲】
- ③ 自己決定による意思決定支援の在り方（支援付き意思決定、代行決定等）をスキルアップ研修会等で普及させる【再掲】
- ④ 利用者の自己実現に向けた個別支援計画の在り方やリハビリテーションの展開、実践事例をスキルアップ研修会等で普及させる【再掲】

4 障害者支援施設の課題を整理し、身障協として新しい障害者支援施設のあり方（概念・目的・役割・基準等）を検討する

【行動例】

- ① 会員施設の定員の充足・待機者等の現状、定員削減の計画等を調査する
- ② 65歳以上の高齢障害者と要介護者の支援の違いを調査する
- ③ 外部当事者・利用者・学識経験者等を含む検討組織を設置し、これまで果たしてきた障害者支援施設の功罪を含めた機能・役割・在宅支援への取組（連携）等の検証を行い、今後の施設の方向性を示して会員施設間の議論を展開する
- ④ 障害者支援施設は多様な社会参加への支援に向けた地域資源の1つであり、地域福祉活動への参画や住民との協働関係構築についても議論する

V 組織化 50年を礎としたケアコミュニティの実現に向けた新たな障害者支援施設の創造

1 会員施設を核とした地域生活支援拠点づくりをめざす

【行動例】

- ① 地域生活支援拠点の8つの機能への会員施設の関わりを調査するとともにその展開のあり方（地域生活支援のあり方）を検討する
- ② 在宅サービスを含めて地域生活支援拠点に係る加算の取得状況を調査するとともに加算取得を促進する

2 スペースモデル、ケア、ケアコミュニティの理解を深める

【行動例】

- ① ケアコミュニティの理解を地域生活支援研究会議等で普及させる
- ② インフォーマルサービス等を活用した自己実現事例を調査する（職員の自己実現事例を含む）
- ③ 地域・教育・異業種等とのコラボ事例や地域貢献事例を調査する
- ④ 施設が地域の人・団体を結ぶ核となっている事例、施設や利用者と地域との関係づくりや理解促進への取組（地域連携推進会議の好事例等）、ケアの考え方の地域での実践・普及事例を調査する

- ⑤ 医療・福祉・教育・就労支援など多様なサービスを提供できるコミュニティーづくりに向けて、「地域資源マップ」作成を推進する

3 災害発生時の会員施設ネットワークを整備するとともに地域で福祉避難所の機能を発揮できる施設をめざす

【行動例】

- ① 会員間の災害発生時の連絡・応援体制を整備するとともに、既存の組織との区別化・役割の明確化に留意しながら共助できるネットワークを作る（例：災害時応援協定等の締結、身障協版 DWAT・DCAT の設置、福祉避難所ネットワーク等）
- ② 南海トラフ地震等予想される大規模地震への対応を検討する（例：応援協定に基づく図上訓練等）
- ③ 福祉避難所運営のためのノウハウを収集し、マニュアル等を作成する
- ④ 地域住民、ボランティアとの防災に関するコラボ事例を調査する

4 これから 50 年の障害者支援施設の機能・役割・地域との関係を示し、会員施設間の議論を展開する

【行動例】

- ① 人口減少社会、地域生活支援拠点の観点から施設の機能を再定義する
- ② 外部当事者・利用者・学識経験者等を含む検討組織を設置し、これまで果たしてきた障害者支援施設の功罪を含めた機能・役割・在宅支援への取組（連携）等の検証を行い、今後の施設の方向性を示して会員施設間の議論を展開する【再掲】
- ③ 障害者支援施設は多様な社会参加への支援に向けた地域資源の 1 つであり、地域福祉活動への参画や住民との協働関係構築についても議論する【再掲】

5 組織を強化するため、会員施設の対象を拡大する

【行動例】

- ① 身障協パンフレットを作成する
- ② 入所施設以外の部会等（通所・在宅など）を設置し、会員の対象を拡大する
- ③ 組織体制の検討にあたっては、性別・年齢・地域・役職・職種等のバランスを考慮する

第4 組織体制

運営内規に基づき「協議員総会」「常任協議員会」の運営機関、6つの「委員会」を設置しているが、協議員総会の承認を得て、以下のとおり委員会の名称および所管事項を再編する。新委員会の名称は正副会長が最終判断し、常任協議員会および協議員総会に提案する。

複数の委員会に関わる所管事項の調整を行うために、必要に応じて「委員長会議」を開催する。

I 総務委員会

- ・ 協議員総会・周年事業に関すること
- ・ 職員の表彰に関すること
- ・ 事業計画・予算・決算に関すること
- ・ 防災・防犯・感染症に関すること
- ・ 会員拡大に関すること

II 人材・広報委員会

- ・ 人材確保・育成・定着に関すること
- ・ 広報・PR・イメージアップ（機関紙・ホームページ等含む）に関すること
- ・ ブランディング・パーパスに関すること
- ・ 職場環境向上・ハラスメント対策に関すること

III 研修委員会

- ・ 研修体系・キャリアパスに関すること
- ・ 全国大会・セミナーに関すること
- ・ ブロック研修会との連携に関すること
- ・ 自己実現支援（意思決定支援・自己決定支援）に関すること

IV 調査・研究委員会

- ・ 会員基礎調査に関すること
- ・ ケアガイドラインに関すること
- ・ 身障協認定制度QOSに関すること
- ・ 特命研究（ICT・ロボット・DX・生産性向上）に関すること
- ・ 特命研究（ケアの質の標準化・評価、科学的ケア）に関すること

V 経営・制度委員会

- ・ 制度・予算要望、報酬改定に関すること
- ・ 国会・厚生労働省への対応に関すること
- ・ 経営実態調査・経営指標に関すること
- ・ 施設経営に関すること

VI 地域拠点・連携委員会

- ・ ケアコミュニティ・地域共生社会に関すること
- ・ 障害者支援施設のあり方に関すること
- ・ 地域生活支援拠点・地域移行に関すること
- ・ 在宅サービスに関すること
- ・ 地域貢献・連携・特性に関すること

VII 人権・権利委員会

- ・ 権利条約・総括所見に関すること
- ・ 障害者差別解消法・合理的配慮に関すること
- ・ 虐待防止・身体拘束適正化に関すること
- ・ 権利擁護に関すること

第5 計画の実行にあたって（留意事項）

効果的かつ効率的に計画を進めるため、特に下記の点について留意する。

- I 行動計画については、評価指標・行動例等を参考に、各所管委員会が進捗管理や自己評価を行うこと
- II 各種計画の実行にあたっては、ブロック内での委員公募、クォータ制の活用など、幅広い職位・職種・年齢等の職員の参画、意見の反映に努めること
- III 各種計画・調査等の実行にあたっては、WEB会議・ハイブリッド会議の併用、コンサルタント等外部人材の活用を検討するなど、委員や施設の負担軽減に努めること
- IV 施設やそこに集う人の魅力が世論にこれまで十分に伝わっていなかったことから、利用者・家族・職員・施設等“みんなの思い”の広報・発信に努めること
- V 新しい障害者支援施設の創造にあたっては、施設が人・組織を結びつける地域の核となることをめざして、地域の安全・安心を支える役割や地域の活性化に寄与する必要性等についても議論すること

第6 参考資料

- I 身障協ビジョン 2025（身障協中期行動計画） 一覧表
- II 委員会別所管行動計画 一覧表
- III 事業および組織体制の改編等検討プロジェクトチーム委員・策定経過